

大船渡市特例福祉灯油

助成券を交付します

▽申請先／問い合わせ先Ⅱ地域福祉課福祉推進係(☎内線182)

市では、市民税非課税の高齢者世帯などを対象に「大船渡市特例福祉灯油助成券」を交付します。

対象になると見込まれる世帯には、1月下旬に申請書を郵送しますので、1月28日(火)から2月28日(金)までに申請してください。

なお、申請書が届かない場合でも、要件を満たす世帯は対象となります。詳しくは、問い合わせください。
※聞き取りなどの結果、該当しない場合があります。

対象世帯

次の1～3の要件を全て満たしている世帯

1 住所要件

令和2年1月1日現在、本市に住民登録している世帯

2 所得要件

令和元年度の市民税が非課税の世帯(世帯の全員が非課税)

※未申告者がいる場合は、対象になりません。

3 世帯要件

次の(1)から(4)のいずれかに該当する世帯

(1) 高齢者のみの世帯

65歳以上の人(昭和30年4月1日以前に生まれた人)のみで構成する世帯

(2) 重度障がい者などがある世帯

① 身体障害者手帳1・2級の人がある世帯

② 療育手帳Aの人がある世帯

③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人がいる世帯

④ 特別児童扶養手当1級の人がある世帯

⑤ 障害基礎年金1級の人がいる世帯

る世帯

⑥ 介護保険法の要介護4・5の認定を受けている人がいる世帯

(3) ひとり親世帯

① 18歳以下の子ども(平成13年4月2日以降に生まれた人)がいる母子・父子世帯

② 両親がいない18歳以下の子どもを養育している世帯

(4) 生活保護受給世帯

※(1)から(4)に該当する世帯でも、社会福祉施設に入院した3カ月以上医療機関に入院している場合は対象になりません。

申請場所・方法

▽申請場所Ⅱ下表の受付会場、出張受付会場のとおり。

▽持参するもの
・申請書
・印鑑

・印鑑

・重度障がい者などの世帯の場合は、障がいの種類、等級などが分かる手帳、証書、被保険者証、受給者証など
※令和2年1月1日現在の等級が基準となります。

・平成31年1月2日以降に市外から転入している人は、前住所地の市役所などが発行する令和元年度市町村民税非課税証明書

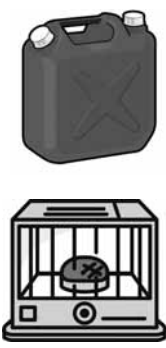
・代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書(運転免許証など)

助成券の交付方法

申請を受け付け、その場で助成券(大船渡地域商品券)を交付します。

※世帯要件の確認が必要な場合など、助成券を後日郵送することもあります。

▽灯油助成券の額Ⅱ1世帯当たり5,000円分



■福祉灯油助成券の申請受付会場

期 間	時 間	受 付 会 場
2月3日(月)～2月28日(金)	8:30～17:15	市役所本庁地域福祉課
1月28日(火)～2月28日(金)	8:30～17:15	三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所

※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

■出張受付会場

期 日	時 間	受 付 会 場
1月28日(火)	9:30～11:00 13:30～15:00	漁村センター(赤崎) 蛸ノ浦漁村厚生施設
1月29日(水)	9:30～11:00 13:30～15:00	猪川地区公民館 総合福祉センター(警察署隣)
1月30日(木)	9:30～11:00 13:30～15:00	立根生活改善センター ふるさとセンター(末崎)
1月31日(金)	9:30～11:00 13:30～15:00	大船渡地区公民館 日頃市地区公民館

三陸ジオパークが日本ジオパークに再認定されました

▷問い合わせ先＝観光推進室(☎内線115)

令和元年12月25日に行われた日本ジオパーク委員会において、三陸ジオパークが日本ジオパークとして再認定されました。

再認定は、地域一丸となって取り組んできた成果であり、市は、今後も地域と共に、三陸ジオパークの一員として、活動を推進していきます。

■再認定の経緯

三陸ジオパークは、本市を含めた三陸海岸部一帯の日本一広大なジオパークとして、平成25年9月に認定されました。

その後、平成29年度の再認定審査において、地域や関係機関との連携が不十分などの指摘を受け、その改善を条件として再認定されていました。

令和元年11月に、日本ジオパーク委員会による再認定現地審査が行われ、本市では「吉浜の津波石」が視察の対象となりました。

現地では、そのいわれや、周辺地層群の特性とともに、東日本大震災の被災を免れた奇跡の集落などについて詳しい説明があり、審査員からは高い評価を得られ、再認定に大きな役割を果たしました。



※「ジオパーク」は、地質・生態系・文化を学び、楽しむことができる自然の公園です。

岩手県交通バス「越喜来線」廃止に伴う越喜来診療所患者輸送車増便などのお知らせ

▷問い合わせ先＝企業立地港湾課交通係(☎内線120)

岩手県交通(株)が運行しているバス路線「越喜来線」は、令和2年3月末で廃止となります。

廃止に伴い、市は、4月以降の代替りの交通手段として、越喜来診療所「患者輸送車」について、

増便と三陸駅までの延伸を予定しています。

※「患者輸送車」は、診療所を利用しない人も乗車できます。



越喜来診療所患者輸送車の運行内容

	令和2年3月31日まで(現行)		令和2年4月1日から	
行き の便	1便	崎浜方面～診療所(8:13～8:27)	1便	崎浜方面～診療所～三陸駅(三陸駅までの延伸)
	2便	甫嶺方面～診療所(8:45～8:56)	2便	甫嶺方面～診療所
	3便	山村広場方面～診療所(9:10～9:15)	3便	山村広場方面～診療所
			4便	崎浜方面～三陸駅(午前9時30分ごろ発の便を増便)
			5便	崎浜方面～診療所～三陸駅(正午ごろ発の便を増便)
帰りの便	1便	診療所～河内方面(11:00～11:10)	1便	診療所～河内方面
	2便	診療所～崎浜方面(11:30～11:44)	2便	三陸駅～診療所～崎浜方面(三陸駅までの延伸)
	3便	診療所～甫嶺方面(12:00～12:11)	3便	診療所～甫嶺方面

※令和2年4月1日以降のダイヤは、3月に予定している三陸鉄道のダイヤ改正に合わせて決定します。